

○南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

令和元年11月15日

告示第40号

改正 令和3年5月25日告示第77号

令和4年3月30日告示第21号

令和5年8月15日告示第105号

南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（平成29年南あわじ市告示第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市内の住宅の耐震化を促進し、地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るため、耐震化工事等を実施する者に対し予算の範囲内で交付する南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用又は共用（他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものに限る。以下同じ。）の炊事用流し

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。

(3) 共同住宅 戸建住宅以外の住宅（長屋住宅を含む。）をいう。

(4) 耐震診断 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」

- (2004年改訂版又は2012年改訂版)による一般診断法又は精密診断法
- イ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」  
(1996年版又は2011年版)による耐震診断
- ウ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2001年版又は2017年改訂版)に定める第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法による耐震診断
- エ 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2009年版)に定める第1次診断法、第2次診断法又は第3次診断法による耐震診断
- オ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算(以下「構造計算」という。)による耐震診断
- カ アからオまでに掲げる方法と同等であると市長が認める耐震診断
- (5) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。
- (6) 安全性が低いと診断された住宅 次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
- イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。)
- ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。)
- (7) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定(耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価、判定等を含む。)であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいう。
- (8) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事(カのみによる工事を除く。)であって、次の各号に掲げるものをいう。

- ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
  - イ 屋根を軽量化する工事
  - ウ 床面の剛性を高める工事
  - エ 第13号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2に掲げる工法に該当するものとして市長が認めるものによる工事
  - オ 減築工事（減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。）
  - カ 第16号に規定する附帯工事
- (9) 屋根軽量化工事 住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（桟瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事（第16号に規定する附帯工事を含む。）をいう。
- (10) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるもの（第16号に規定する附帯工事を含む。）をいう。
- ア 別表第2に掲げる工法による工事
  - イ 別表第3に掲げるシェルター等を設置等する工事
- (11) 建替工事 安全性が低いと診断された住宅を除却し、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅を新たに建築する工事をいう。
- (12) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、別表第2又は別表第4に定めるものをいう。
- (13) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (14) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (15) 事業者グループ 県及び市と連携して耐震化に取り組むものであって、県の登録を受けた設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。
- (16) 附帯工事 次の各号に掲げる工事をいう。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事に並びに当該部分の断熱工事

ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事

（ア） 建具の取替え工事

（イ） 配管又は配線の切替え工事

（ウ） 既存の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事

エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事

オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事

カ 劣化の改善となる工事

（補助金の交付対象）

第3条 この事業の補助の対象者、対象経費、補助金の額等は、別表第5に掲げるとおりとする。

（対象となる住宅の要件等）

第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条第1号に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助対象者は、補助事業に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）に掲げる変更を行おうとする場合は、住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、住宅耐震化促進事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めるときは、住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は住宅耐震化促進事業補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第8条 補助対象者は、第6条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書（様式第7号）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第6条第1項及び第2項の規定に準

じ決定を行い、その旨を住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

- 3 第6条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助対象者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助、耐震改修計画・工事費パッケージ型補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助又はシェルター型工事費補助の交付決定を受けた補助対象者に対して、工事中に中間検査を実施する。

- 3 市長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、住宅耐震化促進事業中間検査実施通知書（様式第9号）により、補助対象者に通知するものとする。

- 4 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに住宅耐震化促進事業補助事業遂行困難状況報告書（様式第10号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第6条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、住宅耐震化促進事業補助事業実績報告書（様式第11号）及び市長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第11条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助対象者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合及び同条第2項による中間検査を実施した場合について準用する。

3 補助対象者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、補助事業の完了に係る第10条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震化促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助対象者から提出される住宅耐震化促進事業補助金請求書（様式第13号）により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者がこの告示の規定に違反し、又は規則第16条第1項各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を住宅耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(全体設計の承認)

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、住宅耐震化促進事業全体設計承認(変更)申請書(様式第15号)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の申請を受理し、審査の上適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

(設計の確認)

第17条 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助の補助対象者は、耐震改修計画の策定を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、住宅耐震化促進事業設計確認書(様式第16号)に市長が定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 簡易耐震改修工事費補助の補助対象者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、住宅耐震化促進事業設計確認書(様式第16号)及び市長が別に定める添付書類を市長に提出することができる。

(実績の公表)

第18条 市長は、この事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあつては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第19条 補助対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにし

た帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月15日から施行し、この告示による改正後の南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年告示第77号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請をする補助金について適用し、同日前に交付の申請をする補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年告示第21号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第105号)

この告示は、令和5年8月15日から施行し、改正後の南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
1	第2条第4号ア によるもの	木造	上部構造評点 $\geq 1.0$ ※時刻歴応答計算による方法の場 合は、これと同等の耐震性を有す ると認められること。
2	第2条第4号イ によるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
3	第2条第4号ウ によるもの	鉄筋コンクリ ート造	構造耐震指標 $I_s$ ／構造耐震判定指 標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ $I_{so}$ 算定に用いる用途指標 $U$ は $1.0$ とする。
4	第2条第4号エ によるもの	鉄骨鉄筋コン クリート造	構造耐震指標 $I_s$ ／構造耐震判定指 標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ $I_{so}$ 算定に用いる用途指標 $U$ は $1.0$ とする。
5	第2条第4号オ によるもの	全て	構造計算により安全性が確かめら れること。
6	第2条第4号カ によるもの	全て	上記1から5までの耐震基準と同 等の耐震性を有すると認められる こと。

注 簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「1.0」を「0.7」と、構造耐震指標 $I_s$ の「0.6」を「0.3」と読み替えるものとする。

別表第2（第2条関係）

1	一般財団法人日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置

3 公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第3（第2条関係）

No.	名称	会社名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェルBOX	ナスラック株式会社
8	J.Pod耐震シェルター	J.Pod&耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	「ウッド・ラック」ルームシェルターひのき庵	新光産業株式会社
13	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
14	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所

別表第4（第2条関係）

No.	名称	会社名
1	ウッド・ラック（WOOD—LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッドBB—002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー

7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっくくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光

別表第5（第3条関係）

1 住宅耐震化補助

(1) 住宅耐震改修計画策定費補助

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす市民 1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅を所有する者 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	
補助率	2/3	
補助金の額	戸建住宅	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、3万3,000円を限度とする。
	共同住宅	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場

	合にあっては、4万円／戸を限度とする。
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているもの。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあつては、この限りでない。）が行うものであること。</p>

(2) 住宅耐震改修工事費補助

補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす市民（個人）</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助事業の対象と	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る。）

なる経費	
補助率	戸建住宅：4／5、共同住宅：4／5
補助金の額	<p>戸建住宅</p> <p>次に掲げる額。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p> <p>1 対象住宅以外の対象住宅における補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>2 対象住宅以外の対象住宅における補助事業の対象となる経費が300万円以上の場合は130万円</p>
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</p>

### (3) 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助

補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす市民</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震</p>
-------------	---

	<p>化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>		
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額50万円以上のものに限る。）		
補助率	住宅耐震改修計画策定費：2／3、住宅耐震改修工事費：4／5		
補助金の額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">戸建住宅</td> <td style="padding: 5px;">耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に2／3を乗じた額（20万円を上限とする。）及び耐震改修工事に要する経費に4／5を乗じた額（100万円を上限とする。）を合計した額（千円未満の端数切捨て）。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除した額とする。</td> </tr> </table>	戸建住宅	耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に2／3を乗じた額（20万円を上限とする。）及び耐震改修工事に要する経費に4／5を乗じた額（100万円を上限とする。）を合計した額（千円未満の端数切捨て）。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除した額とする。
戸建住宅	耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に2／3を乗じた額（20万円を上限とする。）及び耐震改修工事に要する経費に4／5を乗じた額（100万円を上限とする。）を合計した額（千円未満の端数切捨て）。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除した額とする。		
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 事業者グループを構成する事業者であつて、実績の公表に同意しているものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。</p> <p>3 「屋根軽量化工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（部</p>		

分改修型工事)」の補助を受けたことがある住宅でないこと。

## 2 部分型耐震化補助

### (1) 簡易耐震改修工事費補助

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす市民（個人） 1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 2 所有者の所得が1,200万円以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助率	4/5
補助金の額	50万円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、3万3,000円（定額）とする。
その他の事項	1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。 2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ

	登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。
--	---------------------------------------

(2) 屋根軽量化工事費補助

補助事業の対象となる者	次に掲げる要件をすべて満たす市民（個人） 1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者 2 所有者の所得が1,200万円以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費
補助率	定額
補助金の額	50万円
その他の事項	補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

(3) シェルター型工事費補助

補助事業の対象と	次に掲げる要件をすべて満たす市民（個人） 1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸
----------	--

なる者	<p>建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く）を所有する者</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施するシェルターの設置工事（シェルター型工事）（総額が10万円以上のものに限る。）に要する経費
補助率	定額
補助金の額	補助事業の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。

### 3 建替工事費補助

補助事業の対象となる者	<p>次に掲げる要件をすべて満たす市民（個人）</p> <p>1 除却する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>2 新たに建築する住宅の所有者</p> <p>3 所有者の所得が1,200万円以下の者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者が、第1項の住宅を第2項の住宅に同一敷地内で建て替える工事（総額が100万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住

まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。

1 次に掲げる要件をすべて満たす住宅

- (1) 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）
- (2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの
- (3) 安全性が低いと診断された住宅

2 次に掲げる要件をすべて満たす住宅

- (1) 所有者が自己の居住の用に供するもの
- (2) 兵庫県住宅再建共済制度に加入するもの
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に建てられたものでないこと。
- (4) 災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき立地を適正なものとするために行われた市長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものでないこと。

補助率	4 / 5
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。

#### 4 防災ベッド等設置助成事業

補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅の居住者（所得が1,200万円以下の者）
補助事業の対象となる経費	<p>次の全ての要件を満たす住宅への防災ベッド等の設置（総額が10万円以上のものに限る。）に要する経費</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）。</p> <p>2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）</p>
補助率	定額
補助金の額	事業に要する費用の額と25万円に防災ベッド等の設置台数（居住者数の台数を限度とする。）を乗じて得た額を比較して少ない方の額（千円未満の端数切捨て）

様式第 1 号（第 5 条関係）

住宅耐震化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

（申請者） （ ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（上記代理人） （ ー ）

住 所

氏 名

（連絡先の電話番号）

（連絡先の FAX 番号）

年度において、 事業（ 補助）を次のとおり実施  
したいので、補助金 円を交付願いたく南あわじ市住宅耐  
震化促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手年月日 年 月 日（予定）

事業の完了年月日 年 月 日（予定）

3 添付書類

別記

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

様式第2号（第6条関係）

住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度 事業（ 補助）補助金については、金 円を次の条件を付して交付することに決定したので、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、通知します。

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その内容は住宅耐震化促進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱及び南あわじ市補助金等交付規則に従わなければならない。
- この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- 補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、別紙のとおりとする。

※ この事業の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合、「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県のホームページで公表できる事業者との契約が必要となりますのでご注意ください。

別紙（補助金交付の条件）

- 1 事業の遂行状況の確認のため、中間検査を行う場合があります。
- 2 申請者が希望する場合、計画策定後着工までの間に、設計確認書を提出することができます。
- 3 実績報告の際には、以下の補助対象工事とされた工事すべてについて、撮影した工事状況写真（施工前・施工中・施工後）を提出すること。
  - (1) 基礎工事  
アンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修等
  - (2) 耐力壁設置工事  
既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠蔽される部分を含む）、床補強工事等
  - (3) 屋根工事  
既存瓦、既存軒樋撤去、下地補修等
  - (4) その他の工事  
交付決定において補助対象とされた上記以外の工事

（注意）

工事写真の撮り忘れ等により必要な書類が提出できない場合や、交付決定時の工事計画と実際の工事が異なる場合等は補助金を交付できない場合があります。

様式第3号（第7条関係）

住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

（申請者） （ ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（上記代理人） （ ー ）

住 所

氏 名

（連絡先の電話番号）

（連絡先のFAX番号）

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度  
事業（ 補助）について、次のとおり交付決定の内容を変更したい  
ので、承認願いたく、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第1  
項の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の区分（別記：変更前を上段に（ ）書き、変更後を下  
段に記入する。）

様式第4号（第7条関係）

住宅耐震化促進事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

（申請者） （ ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（上記代理人） （ ー ）

住 所

氏 名

（連絡先の電話番号）

（連絡先のFAX番号）

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度  
事業（ 補助）について、次のとおり中止（廃止）したいので、承  
認願いたく、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定  
により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 年 月 日  
中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号（第7条関係）

住宅耐震化促進事業補助金交付決定内容変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で変更申請のあった 年度 事業  
（ 補助）補助金については、次のとおり承認することに決定したので、  
南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知  
します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号  
で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に  
記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日  
付け第 号の住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書第3項から第6項  
までのとおりとする。

様式第6号（第7条関係）

住宅耐震化促進事業補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で中止（廃止）申請のあった 年度  
事業（ 補助）補助金については、次のとおり承認することに決定したの  
で、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、  
通知します。

1 年 月 日付け第 号で申請のあった事業は、補助事業中  
止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

様式第7号（第8条関係）

住宅耐震化促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

（申請者） （ ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（上記代理人） （ ー ）

住 所

氏 名

（連絡先の電話番号）

（連絡先のFAX番号）

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった、 年度  
事業（ 補助）の内容を次のとおり変更し、補助金  
円の交付を受けたいので承認願いたく、南あわじ市住宅耐震化促進事業補  
助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費区分（別記）

3 事業の着手年月日 年 月 日（予定）

事業の完了年月日 年 月 日（予定）

4 添付書類

別記

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 変更前を上段に ( ) 書き、変更後を下段に記入する。

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 予算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額(契約額)を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

様式第8号（第8条関係）

住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で変更申請のあった 年度 事業  
（ 補助）補助金については、次のとおり変更して交付することに決定した  
ので、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定によ  
り、通知します。

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号  
で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおり  
とする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増（△減）額決定額	円
- 3 補助金交付の条件等については、上記のほかは、年 月 日付け  
第 号の 補助金交付決定通知書第3項から第6項まで  
のとおりとする。

様式第9号（第9条関係）

住宅耐震化促進事業中間検査実施通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で交付決定した次の住宅について、  
年度 事業（ 補助）の中間検査を行うこととしたので、南  
あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、通知し  
ます。

中間検査の受検に際しては、申請者側から市役所担当者に連絡し、検査日時を  
決定してください。

中間検査を受検しなかった場合、補助金が交付できない場合があります。申請  
者は、中間検査時に申請書の写し及び契約書の原本と写しを準備してください。

1 申 請 者

2 対象住宅所在地

様式第10号（第9条関係）

住宅耐震化促進事業補助事業遂行困難状況報告書

年 月 日

南あわじ市長 様

（申請者） （ ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（上記代理人） （ ー ）

住 所

氏 名

（連絡先の電話番号）

（連絡先のFAX番号）

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度  
事業（ 補助）については、次のとおり事業の遂行が困難とな  
ったので、承認願いたく、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第9条  
第4項の規定により、報告します。

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

様式第11号（第10条関係）

住宅耐震化促進事業補助事業実績報告書

年 月 日

南あわじ市長 様

（申請者） （ ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（上記代理人） （ ー ）

住 所

氏 名

（連絡先の電話番号）

（連絡先のFAX番号）

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度  
事業（ 補助）を次のとおり実施したので、南あわじ市住宅耐  
震化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手年月日 年 月 日

事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

別記

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
	円	
計	円	

(注) 申請内容を上段に( )書き、実績を下段に記入する。

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(注) 補助金は、見込み額を記入する。

(注) 決算額は、補助対象となる額を記入すること。

(注) 支出の部の摘要欄には補助対象外も含めた額(契約額)を記入すること。

(注) 業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は補助対象外となる。

様式第12号（第12条関係）

住宅耐震化促進事業補助金額確定通知書

第 年 月 日  
第 号

様

南あわじ市長

年度 事業（ 補助）補助金として、次のとおり補助金を確定したので、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 確定額 金 円

様式第13号（第13条関係）

住宅耐震化促進事業補助金請求書

	金	円也
ただし、	年度	事業( 補助)補助金
	補助金交付決定額	円 (概算払のとき)
	補助金確定額	円 (精算払のとき)
	既受領額	円
	今回請求額	円
<根拠>	補助金交付決定通知	[ 第 号 ] (概算払のとき)
		[ 年 月 日 ]
	補助金交付決定変更通知	[ 第 号 ] ( " )
		[ 年 月 日 ]
	補助金確定通知	[ 第 号 ] (精算払のとき)
		[ 年 月 日 ]

上記のとおり、補助金を精算（概算）払いによって交付されたく、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第13条第1項（第2項）の規定により、請求します。

年 月 日

南あわじ市長 様

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

様式第14号（第14条関係）

住宅耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度 事業（ 補助）補助金については、次のとおり決定したので、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

1 補助金額 円を取り消す。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金の額 円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、次のとおりとする。

	全体計画	年度別計画		
		年度	年度	年度
補助事業に要する経費	円	円	円	円
補助対象経費	円	円	円	円
補助金の額	円	円	円	円

(取消しの理由)

様式第15号（第16条関係）

住宅耐震化促進事業全体設計承認（変更）申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

(申請者) ( )  
住 所  
団 体 名  
代表者名  
(上記代理人) ( )  
住 所  
氏 名  
(連絡先の電話番号 )  
(連絡先の FAX 番号 )

年度 事業（ 補助）に係る工事について、南あわじ市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、全体設計承認を受けたいので、申請します。

1 対象住宅

所有者	
所在地	
建て方	1 戸建住宅 2 共同住宅（ 戸）
階数	地上 階 地下 階 塔屋 階
構造	1 木造 2 鉄骨造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨鉄筋コンクリート造 5 その他（ ）
延床面積	m <sup>2</sup> （うち店舗等面積 m <sup>2</sup> ）
建築年月日	年 月 日

2 経費の配分

	全体計画	年度別計画		
		年度	年度	年度
補助事業に要する経費	円	円	円	円
補助対象経費	円	円	円	円
補助金の額	円	円	円	円

3 事業期間（予定）

年 月 日 ～ 年 月 日

4 全体設計承認を必要とする理由

（備考）全体設計の変更申請の場合には、変更前を上段に（ ）書きすること。

様式第16号（第17条関係）

年 月 日

住宅耐震化促進事業設計確認書

南あわじ市長 様

設計者氏名

( ) 建築士 ( ) 登録第 号

建築士事務所名

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった耐震改修に要する経費等については、次のとおり補助要件を満たしていることを確認しましたので、届け出ます。

1 設計内容

1 住宅の名称	
所在地	
2 耐震診断の方法	
3 改修前における耐震診断結果	(所 見)
評点	
4 改修後における耐震診断結果	(耐震改修の方針)
評点	(具体的な補強方法)
5 備 考	

2 補助対象経費

区 分	費 用	概 要
補助対象経費	耐震診断費用	
	計画策定費用	
	耐震改修工事費用	
	計	
補助対象外経費		
総費用		

添付資料

- 1 チェックリスト
- 2 図面
- 3 設計計算書
- 4 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第14条関係)

様式第15号 (第16条関係)

様式第16号 (第17条関係)